

定期健康診断

労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条第1項では、事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行わなければならないと規定しています。

なお、ここで定期とは、毎年一定の時期にという意味であり、その時期については、各事業場毎に決めるものです。

健康診断の実施は、法で事業者には義務を課していることから、その費用は、事業者が実施すべきものであり、受診に要した時間の賃金についても事業者が支払うことが望ましいものであります。

また、定期健康診断の結果については、記録を作成し、5年間保存する必要があります。

健康診断項目

定期健康診断は、疾病の発見や予防だけでなく、就業の可否や適正配置などの判断に資するために行うものであり、診断項目は、次のとおりとなっています。

- [1] 既往歴及び業務歴の調査
- [2] 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- [3] 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- [4] 胸部X線検査及び喀痰検査
- [5] 血圧の測定
- [6] 貧血検査(赤血球数、血色素量)
- [7] 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- [8] 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
- [9] 血糖検査
- [10] 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- [11] 心電図検査